

調達管理番号：20a01011

国名：パプアニューギニア

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：パプアニューギニア国東ニューブリテン州における複合農業に関する情報収集・確認調査
(資源循環型農業)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：資源循環型農業
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月中旬から2021年5月中旬まで
- (2) 業務M/M：現地 0.67M/M、国内 0.40M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：国内準備 5日 第1次現地調査 20日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月27日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年2月16日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 26点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 30点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	農業開発に係る各種業務
対象国/類似地域	パプアニューギニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パプアニューギニア独立国（以下「PNG」）は、人口 861 万人（2018 年、世銀）、約 46 万平方 km² の国土を有する大洋州でも随一の大国である。現在、豊富な天然資源による鉱工業が急速に発展している一方で、人口の 85% が暮らす地方部、特に離島部では一次産業が主体で、農業は鉱業に次ぐ収入源であるものの、その大半は伝統的な部族社会による自給自足経済が基本となっている。また、交通アクセスが悪く、農業技術の向上や農産物のマーケットへの販売機会が不十分で住民の生活は厳しい状態のままである。このため、就業機会の創出促進を中心とする経済活動の拡大や社会的安定にかかる取組が求められている。

同国の島部に位置する東ニューブリテン州は、山が海岸近くまで迫り、もともと焼畑が主体であったが、その後、外国人や教会、企業等が所有する大規模プランテーションが営まれ、換金作物であるココナッツやココア、パーム油を主要作物とする農業が同州の主要な産業となった。しかし、それらプランテーションは近年、農産物価格の下落や労働賃金の上昇、土地問題などにより経営が破綻し、その結果、家族経営による零細農民が急増した。これら零細農民は、カカオ、ココナッツのみに依存していたため、1994 年の火山噴火による降灰被害や 2006 年の害虫被害でカカオ生産量が大幅に減ったこと等により大きなダメージを受け、伝統的な大家族制や土地不足、自給自足の農業慣行といった社会環境や近年の気候変動（エルニーニョ現象）による干ばつが食糧不足と生計の悪化に拍車をかけている。そこで、作物の多様化を通じた食料と収入の安定化と気候変動への適応が最優先課題となっている。

PNG 政府はこのような状況を受け、2019 年に零細農民が多種類の作物を混合栽培することにより、地域の食料安全保障を高めるとともに、農家経営の改善、所得向上を図るため、技術協力「適正農業普及による東ニューブリテン州小規模農家強化プロジェクト」を日本政府に要請した。

同要請を受けて案件検討を行った結果、資源循環型の混合栽培（複合農業）は同地の零細農民の収入向上や地域の食料安全保障のために可能性のある取り組みであると考えられ、農業振興を最優先政策とする現政権の施政にも合致する一方、提案されている混合栽培（Integrated Farming System-IFS）の具体的な内容が不明確であり、どのようなモデルが有効であるのか、我が国の農業の知見や技術が適用できるのか、といった情報が不明である。また、プロジェクトを実施する上で先方の実施体制（行政官や技術普及員、農民組織など）や試験圃場・畜舎などの施設や土地の確保などについても明確になっていない。

本調査は、PNG 及び東ニューブリテン州における農業や農民の現況や課題について把握した上で、資源循環型の混合栽培（複合農業）や農民の営農改善、食料安全保障への貢献の可能性を検討するために必要な情報を収集・確認し、我が国による技術協力の可能性を探ることを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る、技術協力の妥当性を検討するために必要となる以下の情報の収集・整理を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021 年 3 月中旬～3 月下旬）

ア. PNG 及び東ニューブリテン州の農業事情やこれまでの我が国の協力の成果・教訓を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案（調査先機関を含む）、業務計画及び報告書目次案と PNG 側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。

イ. JICA 経済開発部や他の団員との協議の上で調査団全体の調査計画案（和文、英文）の作成に協力する。併せて、JICA PNG 事務所にもデータを送付する。

ウ. 対処方針会議に参加する。

(2) 現地業務期間 (2021 年 4 月上旬～5 月上旬)

ア. JICA PNG 事務所等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。

イ. PNG 側関係機関との協議及び現地調査に参加し、現状を把握する。

ウ. PNG 及び東ニューブリテン州における農業行政の概要に関し、以下の情報を確認する。

- ・ 国家・州開発計画、農業分野開発計画など上位計画や関連計画
- ・ 農業関連法規、農業に係る関連機関の組織体制等の情報及び財政状況、人的資源、業務状況等に関連するデータ
- ・ 農業開発事業の実施状況及びその方策

これら情報や関係機関からのヒアリングの結果に基づき、農業振興に係る人材育成ニーズを分析する。

エ. PNG 及び東ニューブリテン州の農業の概況について以下の情報を収集・確認する。

- ・ 農業全般の実施状況 (生産量/出荷額、栽培作物、流通量、農地面積・土地利用状況 (作付方法)、農家収入、輸出入)
- ・ 伝統的農業 (自給自足経済) の現況と零細農民の営農形態
- ・ 農業技術 (栽培技術、土壌改良、病害虫対策、水管理、収穫後処理等)
- ・ 農業インフラの整備状況 (農地、灌漑施設、貯蔵・加工・流通施設)
- ・ 主要農産物 (カカオ、ココヤシ、パーム油、果実、ナッツ等) の生産、出荷、輸出等の現況及び農産物流通システムの現況 (経路、方法、道路等の輸送インフラ、卸・販売システム、市場等の販売拠点など)
- ・ 零細農家の生活環境、主な収入源、農業に関する社会規範・慣習、男女の作業分担
- ・ 現地農民の栄養摂取状況、食生活/習慣とその変化、主な栄養源とアクセス方法

オ. 東ニューブリテン州における混合栽培 (複合農業) の可能性について以下の項目を検討する。

- ・ 現地の自然環境、地形、気候及び気候変動の現況 (干ばつの頻度、水害等)
- ・ 畜産 (畜種、飼育頭数、畜産経営の形態、生産量/出荷高、酪農生産・製品、加工・流通など)、林業 (樹種、森林面積、林業形態、生産量/出荷高、加工・流通など)、内水面養殖 (魚種、実施農家数、生産量/出荷高、加工・流通など) の概況
- ・ ココアや果実、ナッツなどの食料・換金作物と畜産を組み合わせた複合農業やアグロフォレストリーの可能性と我が国の農業技術や知見の活用の可能性
- ・ 食料・換金作物、畜産、林業、内水面養殖等による資源循環の可能性
- ・ 零細農民の適切でバランスのとれた栄養摂取の観点から最適な作物の組合せ及び作付け方法
- ・ 東ニューブリテン州における我が国 NGO (オイスカ) による我が国 NGO の稲作の有機・循環農業プロジェクトの現況及び成果、実施方法
- ・ 混合栽培 (複合農業) モデル構築に向けた東ニューブリテン州の普遍性・特殊性と全国展開の可能性 (他の州との比較)

カ. PNG 政府及び東ニューブリテン州の事業実施体制及び能力に関し、以下の点を確認する。

- ・ 事業を担当する農業省等の関連政府機関の行政官、国立農業研究所 (National Agricultural Research Institute : NARI) (以下、「NARI」という。) の職員、技術普及員、モデル農家等の人数及び技術レベル、実施能力の確認及び SHEP 導入の可能性
- ・ NARI の種苗圃場や畜舎等の提供や改修、実験圃場に係る土地取得などに係る費用負担の可能性
- ・ 国家予算や州政府の予算からの事業資金の拠出の可能性

キ. 担当分野に係る現地調査結果を JICA PNG 事務所等に報告する。

(3) 国内整理期間 (2021 年 5 月上中旬)

ア. 業務完了報告書の作成

調査結果及び PNG 側との協議の結果を反映して業務完了報告書 (和文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は(1)及び(2)の両方とし、電子データにより提出する。但し、調査の過程や帰国報告などにおいては、必要な部数を用意する。

(1) 調査計画書案(和文、英文)

担当業務に関して、現地調査で実施する調査の具体的内容や方法を記載。電子データにより提出する。

(2) 業務完了報告書(和文、英文)

全調査結果を記載。2021年5月15日までにJICA経済開発部に提出し、報告する。電子データにより提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ポートモレスビー⇒日本を標準とします。現地での国内移動のための航空券はJICAが手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地調査の派遣期間については、2021年4月上旬～5月上旬の間で提案してください。

② 現地での業務体制

本業務従事者は他のJICA側団員とともに調査団として派遣され、共同で調査を行います。本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 資源循環型農業(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA PNG事務所よる便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：希望に応じてあり
- イ) 宿舎手配：希望に応じてあり
- ウ) 車両借上げ：希望に応じてあり
- エ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。
- オ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

1) 配布(貸与)資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム(TEL:03-5226-3156)にて配布します。

・要請書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望

される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

2) 公開資料 (JICA ホームページに掲載)

以下の資料については、JICA ウェブサイトからダウンロード可能。

- ①「パプアニューギニア独立国小規模稲作生産活動強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(国際協力機構、2012年9月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12084968.pdf>

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAPNG 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やPNG政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上